墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例概要

1 目的

障害者の意思疎通に係る理解の促進並びに手話及び意思疎通手段の普及に関し、 基本理念を定めるとともに、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにする ことにより、手話及び意思疎通手段がより利用しやすい環境を目指し、障害の有無 にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に 寄与することを目的とする。

2 基本理念

区が行う障害者の意思疎通に係る理解の促進並びに手話及び意思疎通手段の普及は、次に掲げる事項を基本理念として行う。

- (1) 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、言語であること。
- (2) 障害のある人とない人が互いを理解し、その人格及び個性を尊重すること。
- (3) 障害者の意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならないこと。

3 区の責務

区は、障害者の意思疎通に係る理解の促進並びに手話及び意思疎通手段の普及を 図るとともに、障害者が手話及び意思疎通手段を円滑に利用し、並びに必要な情報 を取得することができるよう障害者の意思疎通に関する施策を推進する。

4 区民の役割

区民は、障害者の意思疎通に係る理解を深めるとともに、区が推進する障害者の 意思疎通に関する施策に協力するよう努める。

5 事業者の役割等

事業者は、障害者の意思疎通に係る理解を深めるとともに、区が推進する障害者の意思疎通に関する施策に協力するほか、障害者が手話及び意思疎通手段を円滑に利用し、並びに必要な情報を取得することができるよう環境の整備に努める。

また、区は、この条例の目的の実現に向けた事業者の自主的な取組を促進するため、情報提供、助言等を行う。

6 施策の実施

区は、その責務を果たすため、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 手話及び意思疎通手段の普及のための啓発
- (2) 手話及び意思疎通手段の利用に資する環境整備

- (3) 手話及び意思疎通手段を習得する機会の提供
- (4) 手話及び意思疎通手段による情報の発信等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策
- 7 施行期日

本年4月1日